

通所介護等事業所(駅南ニコニコハウス)運営規定

(事業の目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人福知山シルバーが開設する駅南ニコニコハウス(以下「事業所」という。)が行う指定通所介護及び福知山市介護予防・日常生活支援総合事業通所型サービス(以下「通所型サービス」という。)(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護職員、機能訓練指導員及び介護職員(以下「生活相談員等」という。)が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者、福知山市総合事業にあたっては事業対象者に対し、適正な指定通所介護及び通所型サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 指定通所介護の提供にあたっては、事業所の生活相談員等は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うにことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。
- 2 通所型サービスの提供にあたっては、事業所の生活相談員等は要支援者・事業対象者が可能な限りその居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
- 3 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 4 前4項のほか、「介護保険法に基づく指定居宅サービスの事業の人員等の基準等に関する条例」(平成24年京都府条例第27号)及び「介護保険法に基づく指定介護予防サービスの事業の人員等の基準等に関する条例」(平成24年京都府条例第28号)に定める内容を遵守し、事業を実施する。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 駅南ニコニコハウス
- (2) 所 在 地 京都府福知山市駅南町2丁目270番地
- (3) 事業単位 1単位
- (4) 利用定員 1日35人

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1人 (常勤非専従)

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者

に事業に関する法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行う。また事業所の従業者の資質向上や健康管理等、ライフワークバランスの取れた働きやすい職場環境を醸成する。当該事業所の他の職務又は同一敷地内にある他の事業所の業務との兼務をしても差支えない。

(2) 従業者

生活相談員 2人以上

生活相談員は、利用者及び家族等からの相談や利用計画、日程等のサービス調整を行う。職員に対する技術指導、事業計画の作成、居宅介護支援事業者等関係機関との連絡調整等を行う。当該事業所の他の職務をしても差し支えない。

看護職員 1人以上

看護職員は、利用者の日々の健康状態のチェック、保健衛生上の指導や看護、関係医療等との連携を行う。当該事業所の他の職務をしても差し支えない。

介護職員 5人以上

介護職員は利用者の心身の状況等を的確に把握し、日常生活の支援を行う。当該事業所の他の職務をしても差し支えない。

機能訓練指導員 1人以上

機能訓練指導員は、利用者の要介護状態等の軽減及び予防のために必要な機能訓練を行う。当該事業所の他の職務をしても差し支えない。

(3) その他の従業員

調理職員 2人 (非常勤専従2人)

- 2 従業者は、指定通所介護及び通所型サービスの提供にあたる。
- 3 従業者は、資質向上を図るための研修の機会を設けるとともに、業務体制を整備する
- 4 従業者は、相互に職責を理解し、強調するとともに常に秩序と品位を保持する。

(営業日及び営業時間等)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から土曜日で祝祭日は開所する。

但し、利用者の通所介護計画に差し支えない場合、事業所の判断において休業日を設定することができる。

(2) 営業時間 8時15分 ～ 17時15分までとする。

(3) サービス提供時間 9時15分 ～ 16時20分までとする。

(事業の内容及び利用料等)

第6条 指定通所介護及び通所型サービスの実施内容は次のとおりとし、各事業によるサービスを提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の金額又は通所型サービスについては、福知山市が定める額とし、法定代理受領サービスであるときは、利用者から本人負担分の支払いを受けるものとする。

- (1) 食事
- (2) 入浴
- (3) 排泄

- (4) 機能訓練
- (5) 生活指導
- (6) 健康状態チェック
- (7) 相談及び援助
- (8) 送迎

- 2 第10条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定通所介護及び通所型サービスに要した送迎の費用は、別紙重要事項説明書のとおり徴収する。
- 3 利用者の希望によりサービス提供時間を超えて行った通所介護の費用は30分あたり500円を徴収する。
- 4 昼食代は、700円を徴収する。
- 5 おやつ代は、100円を徴収する。
- 6 日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担すべき費用は、実費を徴収する。
- 7 正当な理由がなく指定通所介護および通所型サービスをキャンセルした場合は、キャンセル料を徴収する。キャンセル料については重要事項説明書のとおりとする。
- 8 前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名を受けることとする。
- 9 前各項の利用料等の支払いを受けたときは、その内容を記載した領収書を交付する。

(緊急時等における対応方法)

- 第7条 生活相談員等は業務中に、利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師等に連絡する等の措置を講じ、管理者に報告しなければならない。また、主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

(事故発生時等における対応方法)

- 第8条 事業の提供により事故が発生した場合は、速やかに必要な措置を講じるとともに、利用者の家族及び利用者に係る居宅介護支援事業者並びに市町村及び京都府等に連絡するものとする。
- 2 利用者に対する事業の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(苦情処理)

- 第9条 事業の提供に係る利用者及びその家族からの苦情を受け付けた場合には、迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じるとともに、当該苦情の内容等を記録する。
- 2 事業所は、提供した事業に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め並びに当該市町村からの質問若しくは照会に応じるとともに、市町村が行う調査に協力し、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導若しくは助言に従って必要な改善を行う。
 - 3 事業所は、提供した事業に係る利用者及びその家族からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力し、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、

当該指導若しくは助言に従って必要な改善を行う。

(通常の事業の実施地域)

第10条 通常の事業の実施地域は、旧福知山市内地域とする。

(非常災害対策)

第11条 非常災害に備えて、消防、風水害、土砂、地震等の災害に対処するための計画を作成し、防火管理者又は火気・消防等についての責任者を定め、年2回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

(衛生管理等)

第12条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じるものとする。

2 事業所において感染症が発生又はまん延しないように次の措置を講ずるものとする。

(1) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を概ね月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。

(2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。

(3) 事業所において、従業員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修並びに訓練(シュミレーション)を定期的実施する。

(個人情報の保護)

第13条 事業所は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努める。

2 事業所が得た利用者及びその家族の個人情報については、介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意をあらかじめ文書により得る。

(虐待防止に関する事項)

第14条 事業所は、利用者の人権擁護、虐待の発生又は再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底を図る。

(2) 虐待防止のための指針を整備する。

(3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業員又は養護者(利用者の家族等、高齢者

を現に養護する者) による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

(身体拘束)

第 15 条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命及び身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束（その他、利用者の行動を制限する行為）は行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身状況や緊急やむをえない理由を記録するものとする。

(業務継続計画の策定)

第 16 条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対し指定通所介護および通所型サービスの提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修および訓練を定期的実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて変更を行うものとする。

(その他運営に関する留意事項)

第 17 条 事業所は、従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第 8 条第 2 項に規定する政令で定める者等の資格を有する者、その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、従業者は常に必要な知識の習得及び能力の向上を図るための研修（外部における研修を含む。）への参加に努める。尚、研修の機会を次のとおり設けるものとする。

(1) 採用時研修 採用後 1 か月以内

(2) 継続研修 年 10 回以上

3 従業者は、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持する。

4 従業者であった者に、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった場合においても、これらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

5 事業所は、適切な指定通所介護及び通所型サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

6 サービスの利用にあたっての留意事項

(1) サービス利用の際には、介護保険者証を提示すること。

(2) 事業所内の設備や器具は本来の用法に従って利用することとし、これに反した利用により破損等が生じた場合は、必要に応じて修理費用等の実費弁償を行う。

- (3) 決められた場所以外での喫煙は行わないこと。
 - (4) 他の利用者の迷惑になる行為は行わないこと。
 - (5) 金銭等、貴重品の管理は各自で行うこと。
 - (6) 事業所内での他の利用者に対する執拗な宗教活動及び政治活動は行わないこと。
- 7 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要な事項は、社会福祉法人福知山シルバーと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 19 年 1 月 1 日から施行する。

平成 19 年 3 月 16 日から施行する。

平成 19 年 6 月 1 日から施行する。

平成 19 年 9 月 1 日から施行する。

平成 20 年 2 月 1 日から施行する。

平成 20 年 3 月 19 日から施行する。

平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

平成 22 年 7 月 1 日から施行する。

平成 23 年 9 月 1 日から施行する。

平成 24 年 5 月 9 日から施行する。

平成 24 年 10 月 1 日から施行する。

平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

平成 27 年 12 月 1 日から施行する。

平成 29 年 8 月 1 日から施行する。

平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

令和 2 年 1 月 1 日から施行する。

令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

令和 5 年 12 月 1 日から施行する。

令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

令和 7 年 11 月 3 日から施行する。